

入 札 心 得

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 1. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 1. 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 1. 入札書は本市指定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。）すること。
 1. 入札書は記載事項の秘密を保持できる状態で、入札箱に投函すること。
 1. 入札者が代理人をして入札させるときは、入札者の委任状を提出すること。
この場合、入札書には委任状に示された代理人の使用印鑑を押印すること。
 1. 入札者又は入札代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
 1. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 1. 入札者のうち、予定価格以下で、最低価格の者を落札者とする。
 1. 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
 1. 開札の結果、落札者がいないときは 2 回を限度として再度入札をする。
ただし、入札が無効とされた者は本件について再度入札に参加することができない。
 1. 最低入札価格発表後（再度入札の場合）発表額以上の入札者は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。
 1. 次に該当する入札は無効とし、再度入札に参加することができない。
 - イ. 入札参加資格のない者がした入札。
 - ロ. 入札金額を訂正した入札。
 - ハ. 入札に際し、不正の行為があったと認めたとき。
 - ニ. 入札書記載の金額、名称、氏名、印影、その他入札要件の記載漏れ、又は誤記等により内容が確認できないとき。
 - ホ. 入札書及び委任状において、記載されている日付が、入札公告又は指名通知等を示す入札日の日付と異なる、又は日付の記載がないとき。
 - ヘ. 同一の入札者が同時に 2 通以上の入札書を提出したとき。
1. 落札者が決定したときは、その旨口頭をもって通知する。
 1. 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 入札前にあつては、入札辞退届を環境政策課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行なう。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行なう。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
 1. 落札者が決定するまで入札場所から退場することはできない。
ただし、指示をあたえたときはこの限りでない。